

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令を順守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスの整備、充実に取組んでおります。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務であり、当該認識のもと、取締役会の機能的な運営並びに企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する経営監視委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備しております。

また、2021年6月25日開催の第68回定時株主総会における定款変更の承認を経て、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行、並びに執行役員制度の導入の結果、取締役会における監督機能が一層強化され、コーポレート・ガバナンスの向上が図られました。また、全社機能を担務する執行役員がメンバーとなる経営会議によってスピード感をもった業務執行が実現しているものと考えております。

今後も、当社グループの企業価値ひいては株主をはじめとするステークホルダーの利益の長期安定的な向上や、会社情報の適時開示及びIR、PR活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【コーポレートガバナンス・コード(2021年6月版)に基づき記載しております。】

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家・海外投資家の比率及び要望の状況等を踏まえ、議決権電子行使の環境や招集通知の英訳を必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

英語での情報の開示・提供については、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、現時点で独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置はしていませんが、多様性やスキルの観点を含む取締役の選任・報酬の検討にあたり、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得、取締役会の審議及び決議を行っております。したがって、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分に果たされていると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

更新

【コーポレートガバナンス・コード(2021年6月版)に基づき記載しております。】

【原則1-4】

当社は、資本コストとリターンを定量的に比較することとあわせ、取引関係の維持・強化や業務提携の推進等事業活動上の必要性に鑑み、株価動向、株式数も勘案の上、合理性があると認める場合、上場株式を保有することとしており、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される銘柄については、縮減を図ります。

また、毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに保有による便益やリスクが資本コストに見合っているかを個別具体的に精査、検証し、その内容は有価証券報告書の記載をもって情報開示を行います。

政策保有株式の議決権の行使に当たっては、議案の内容を精査し、株主価値向上に資するかどうか、また当社への影響や、投資先の中長期的な企業価値向上の観点等を総合的に判断して行使することとしており、適切な対応を確保することができると考えております。

【原則1-7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2-3】

当社は、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスの整備、充実に取組んでおり、ステークホルダーから信頼される企業で有り続けるとともに、持続的に成長し社会的責任を果たすため、グループ共通の理念として定める「ミッション・ビジョン・バリュー」のもと、サステナビリティ活動を通じた、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献できるよう努めております。また、サステナビリティを巡るリスクについては、主に「コンプライアンス」、「知的財産や情報セキュリティ」、「環境負荷の低減」、「人権と労働」、「人的資本」と捉え、各課題に優先度を定めて取組んでおり、その進捗状況については、経営監視委員会や経営会議において定期的に審議・確認のうえ、取締役会へ報告を行うなど、取締役会の適切な監督のもとで推進しております。なお、サステナビリティに関する取組みにつきましては、当社ウェブサイトや有価証券報告書等を通じて継続的な情報開示を進めてまいります。

[補充原則2-4-1]

当社グループは、最大の財産を「人(人財)」と捉え、それら人財が、お客さまに対し、「価値あるしくみを創造する存在」であり続けるため、「価値創造人財」の育成を基本方針とし、人財の多様化とそれら人財の育成が中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えており、性別、国籍、採用形態にかかわらず、その能力や業務実績等に応じた人事考課により適性の認められるものを管理職に登用しております。また、DE&Iポリシーを掲げ、インクルージョン(包摂性)を実現する組織文化を醸成するとともに、社員一人ひとりが最大限の能力を発揮し、組織とともに成長していける環境を整えるなど、引き続き、多様な人財が活躍できるよう働き方改革や制度・風土改革に取組み、一層の環境改善を進めてまいります。

[原則2-6]

当社は、特定の企業年金に加入しておりませんが、従業員一人ひとりのライフプランに応じた資産形成を支援するため、2022年1月から企業型確定拠出年金制度を導入しており、運営機関・運用商品の選定を適切に行い、運営機関による従業員に対する投資教育説明会を定期的の実施しております。また、当社のコーポレート部門には、教育を受けた人材を配置するとともに、その育成に努めており、運営機関とは適宜、必要な情報交換を図っております。

[原則3-1]

(i) グループ共通理念としての「ミッション・ビジョン・バリュー」及び行動指針を当社ウェブサイトに掲載しております。
(ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
(iii) 当社の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬等の総額について株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、取締役については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定しております。なお、当社の常勤取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬及び中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬の割合を概ね6:3:1の比率とする基準を取締役会で決定しております。基準の決定に当たっては、業績との連動性を高め、株主等のステークホルダーとの利害を一致させること、報酬決定の透明性を高めるとともに、役員の業績達成への意欲向上を図ることを目的としており、基準の変更については、取締役会にて審議し決定しております。
なお、業績連動報酬額は、基準額に当期利益等の業績達成率を乗じて算定し、常勤取締役、常勤の監査等委員である取締役で構成される役員評価委員会により最終決定のうえ、その結果を取締役会に報告しております。
(iv) 取締役及び監査等委員である取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことを基本的な考え方として、経験や知見に基づき客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待できる、企業経営の経験が豊富な人材、または専門知識を有する専門家の中から選任し、指名の手続きを行っております。また、経営陣幹部の解任については、会社業績や役員評価委員会の評価結果を踏まえ、取締役会に付議することとなり、会社の業績が未達に終わった場合、取締役会に報告し総合的な検証をおこなったうえで、その判断をすることとしております。
(v) 取締役及び監査等委員である取締役候補者の選任理由については、定時株主総会招集ご通知において、開示しております。また、解任理由の開示については、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に沿って情報開示を行います。

[補充原則3-1-3]

当社は、グループ共通理念として、「ミッション・ビジョン・バリュー」を制定し、「未来に問いかけ、価値あるしくみで応える」というGroup Missionのもと、お客さまの経営課題の解決をご支援することを通じ、社会的課題の解決に貢献するものと認識しております。人的資本については、経営戦略・経営課題との整合性を認識したうえで、中期経営計画「CANVAS ONE(キャンバス・ワン)」、「CANVAS TWO(キャンバス・ツー)」において人的資本を中心とした投資を優先することを発表しており、ISO30414(人的資本に関する情報開示のガイドライン)を参考に、人的資本に係る項目を適時選択するとともに、関連指標の年次毎の経過を含めウェブサイトなどで定期的に開示してまいります。また、知的財産への投資については、ソフトウェア資産(無形固定資産)への一定の投資を継続する他、事業活動における知的財産権の侵害が生じることを未然に防止する社内環境の整備を実施しております。なお、情報開示にあたっては、投資成否の成果だけでなく、そのプロセスに関してもウェブサイトにて定期的に開示してまいります。

[補充原則4-1-1]

当社は、定款、取締役会規程及び職務決裁に関する規程に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。また、取締役の経営責任をより明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、2009年6月26日付けをもって、取締役の任期を2年から1年へと短縮しております。また、2021年6月25日付けをもって監査等委員会設置会社に移行するとともに、一部の重要な業務執行の決定を取締役へ委任し、社内執行部門における意思決定の強化及び迅速化を図っております。

[原則4-9]

当社は、東京証券取引所の独立性基準に基づき、独立した社外取締役を選任しております。

[補充原則4-11-1]

当社は、経営に関する豊富な経験と識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定し、代表取締役が原案を作成のうえ、取締役会に提案し、取締役会において決定しております。また、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補者の指名に関する考え方とほぼ一致しております。なお、当社は、これらの基本的な考え方を踏まえ、知識・経験・能力を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、定時株主総会招集ご通知において開示しております。

[補充原則4-11-2]

取締役及び監査等委員である取締役は、他の上場会社の役員を兼任する場合、その役割及び責務を適切に果たすため、必要かつ合理的な範囲にとどめております。また、当社取締役・監査等委員である取締役の重要な兼職の状況及び取締役会・監査等委員会への社外取締役・監査等委員である社外取締役の出席状況は、毎年の定時株主総会招集ご通知に記載しておりますので、ご参照願います。

[補充原則4-11-3]

取締役会は、適切な業務執行の決定及び監督機能の観点から取締役会の実効性を分析・評価するため、社外取締役を含む全取締役に対してアンケート方式による自己評価を実施し、その内容、結果について取締役会において審議し、議論を行いました。その結果、当社の取締役会における実効性は概ね確保されており、引き続き、更なる実効性の向上を目指した継続的な取組みを行ってまいります。

なお、2025年の結果の概要は以下のとおりです。

1. 評価項目

- (i) 取締役会の構成
- (ii) 取締役会の運営
- (iii) 取締役会の議題
- (iv) 取締役会を支える体制

2. 評価結果の概要

前年の評価の際に、実効性向上に向けた提言がなされた「活発な議論を促す議事運営の促進」については、取締役会議長がファシリテーションを意識した議事運営を行い、担当役員や社外取締役の意見を交えた活発な議論を促進することで、十分な審議が行われるよう努めるなど、企業価値向上に向けた取組みを実施しました。

[補充原則4-14-2]

当社は、取締役及び監査等委員である取締役に対し、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、更新することができるよう、事業の内容、リスク、財務状況、関係法令の状況などの説明や、執行部門から業務執行状況の報告を行っております。また、就任後も継続的に、外部機関が提供する講習などを含め必要な機会を提供、斡旋するとともに、その費用を支援しております。

[原則5-1]

当社は、会社情報の適時開示に関して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の整備、充実を図っており、コーポレート本部長を「情報開示責任者」として、IRポリシーを公表するとともに、ステークホルダーの皆様との建設的対話を促進し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取組みに努めております。また、「取締役会規程」「ディスクロージャー規程」などの規程類を整備し、適切に運用実施するとともに、関連部門(長)による情報の収集・報告・開示の体制を整備しております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

記載内容	取組みの開示 (アップデート)
英文開示の有無	無し
アップデート日付	2026年6月29日

該当項目に関する説明

当社は、資本資産評価モデル(CAPM)に基づき、自社で算出する株主資本コストを上回るROEの実現及びWACCを上回るROICの実現のために、利益確保に向けた戦略の実行とあわせて経営効率を高めてまいります。なお、決算説明動画等を通じ、長期ビジョンCANVAS2030で目指す企業価値向上に向けた取組みとあわせて、目標達成に向けた施策を説明しております。2026年3月期の各種実績は、「2026年3月期決算説明資料」において、主要業績指標とあわせて公表しております。

<2025年3月期 決算 中期経営計画「CANVAS TWO」説明資料>
https://www.daiko-xtech.co.jp/_cms_/wp-content/uploads/2025/05/ir_info_2025_01.pdf

<2026年3月期 決算説明資料>
https://www.daiko-xtech.co.jp/_cms_/wp-content/uploads/2026/05/ir_info_2026_4.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
富士通株式会社	1,866,827	14.73
株式会社オービック	1,500,000	11.84
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	637,000	5.03
D A I K O X T E C H 従業員持株会	601,462	4.75
光通信K K投資事業有限責任組合	595,800	4.70
みずほリース株式会社	517,569	4.08
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	343,900	2.71
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 62 0065	336,700	2.66
岩崎泰次	245,800	1.94
D A I K O X T E C H 取引先持株会	221,246	1.75

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

[illegible]

滝川 芳賢	他の会社の出身者					○		○				
大山 みのり	公認会計士											
樋口 千鶴	弁護士											
小野 弘之	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 登志夫		○	岡田登志夫氏は、株式会社MITOSの代表取締役の職に就いております。	株式会社キーエンスでの豊富な業務経験に加え、株式会社イブプロスの代表取締役社長を経て、現在はビジネスプロデューサーとして、様々な企業の新規事業立ち上げや業務改革を手掛けており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
滝川 芳賢			滝川芳賢氏は、富士通株式会社のビジネスマネジメント本部エグゼクティブディレクターの職に就いております。同社は、当社の大株主であり、主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。	富士通株式会社のビジネスマネジメント本部エグゼクティブディレクターを務めており、その豊富な業務経験と実績から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、社外取締役として選任しております。
大山 みのり		○	大山みのり氏は、大山みのり公認会計士事務所代表、グロービス経営大学院専任講師を務めております。また、同氏は公認会計士であります。	公認会計士として培われた高度な専門知識を有していることに加え、中央監査法人での会計監査、内部統制監査業務、オックスフォード大学サイドビジネススクールにおけるMBA取得のほか、PwCアドバイザリー株式会社でのM&A統合支援業務を経て、現在は大山みのり公認会計士事務所代表、グロービス経営大学院専任講師を務めており、経営、M&Aに関する専門的知見から取締役の職務執行に対する監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
樋口 千鶴	○	○	樋口千鶴氏は、上條・鶴巻法律事務所に所属する弁護士であります。	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識に加え、コンプライアンス等の企業法務に精通しており、特に弁護士としての専門的な知見を活かし、法的かつ客観的な視点から取締役の職務執行に対する監督、監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

小野 弘之	○	○	小野弘之氏は、過去において、富士通株式会社の執行役員の職に就いておりました。同社は、当社の大株主であり、主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。また、同氏は、過去において、株式会社富士通マーケティング（現富士通Japan株式会社）の代表取締役会長の職に就いておりました。同社は、当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。	富士通株式会社での豊富な業務経験に加え、株式会社富士通マーケティング（現富士通Japan株式会社）の代表取締役会長として企業経営に関する経験を有しており、特にその豊富な業務経験と経営管理の知見から取締役の職務執行に対する監査、監督および当社の経営に的確な助言を行う経験と知見を有しているものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、現在監査等委員の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員から求められた場合には、監査等委員と協議のうえ合理的な範囲で配置することとし、当該使用人への指揮命令は監査等委員に属するものといたします。また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、適時情報の提供を行い独立監査人としての監査を受けており、監査等委員会は、一年を通じて実施される会計監査人による期中監査や決算時監査について報告書等を受領し十分な説明を受けております。
内部牽制機能を確保するため監査部を設置し、監査等委員会には内部監査における問題点の報告等を実施し、連携して監査の実効性をあげております。また監査部は会計監査人に監査計画を連絡し、内部監査報告書を作成の都度提供しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は、代表取締役、その他の業務執行取締役の職位に応じて固定報酬である基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬及び中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬の基準額を取締役会において決定しております。当社の常勤取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合を概ね6:3:1の比率で取締役会により基準を決定しております。基準の決定にあたっては、業績との連動性を高めることで株主等のステークホルダーとの利害を一致させること、報酬決定の透明性を高めるとともに役員の業績達成への意欲向上を図ることを目的としており、基準の変更については、取締役会にて審議し決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

・取締役（6人）：報酬等の総額 176,363千円

（監査等委員及び社外取締役を除く）報酬等の種類別総額 基本報酬 100,466千円、業績連動報酬54,105千円、譲渡制限付株式報酬21,792千円

・監査等委員（1人）：報酬等の総額 14,004千円

（社外取締役を除く）報酬等の種類別総額 基本報酬 14,004千円、その他 - 千円

・社外役員（6人）：報酬等の総額 27,600千円

報酬等の種類別総額 基本報酬 27,600千円、その他 - 千円

※2025年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は、代表取締役、その他の業務執行取締役の職位に応じて固定報酬である基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬及び中長期インセンティブとして譲渡制限付株式報酬の基準額を取締役会において決定しております。当社の常勤取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合を概ね6:3:1の比率で取締役会により基準を決定しております。基準の決定にあたっては、業績との連動性を高めることで株主等のステークホルダーとの利害を一致させること、報酬決定の透明性を高めるとともに役員の業績達成への意欲向上を図ることを目的としており、基準の変更については、取締役会にて審議し決定いたします。なお、業績連動報酬額は、基準額に当期純利益等の業績達成率を乗じて算定し、常勤取締役、常勤の監査等委員である取締役で構成される役員評価委員会により最終決定のうえ、その結果を取締役会に報告しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、関連部門が適宜実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1 現状の体制の概要

(1) 取締役会

取締役会は、原則月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、取締役会規程に従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項のほか、法令及び定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けております。取締役7名（業務執行取締役4名及び監査等委員ではない社外取締役3名）並びに監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）の10名で構成されており、業務執行上の問題点及び成果が報告され、執行方針を決定するなど重要事項を審議することとしております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、原則として毎月開催され、取締役の職務の執行の監査のほか内部監査の結果その他の重要事項について議論しております。

監査等委員3名（うち社外取締役2名）で構成されており、うち1名は常勤の監査等委員を選任しております。監査等委員はいずれも経営や法律・会計等の専門分野に関する深い知見を有しており、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、独立かつ客観的見地に立った監視・監督機能を果たすとともに、監査実施状況報告書を作成し、取締役に監査状況の説明を実施しております。

(3) 経営会議

当社では業務執行機能強化のため執行役員制度を採用し、経営の効率化を図っております。業務執行取締役、全社機能を担務する執行役員、監査等委員会の代表者及び議長が指名する者で構成する経営会議は、原則として月1回開催され、取締役会規程により取締役会で決議することが定められた重要事項のほか、経営戦略や事業計画の立案、組織人事の決定といった重要案件を審議するとともに、業績の進捗についても議論し対策を検討するなど、機動的な意思決定を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上に資することを目的としています。

(4) 経営監視委員会

企業行動の適正化に関する事項を審議、決定することを目的に、業務執行取締役、監査等委員会の代表者及び議長が指名する者で構成される経営監視委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する審議及び基本方針の決定を行っております。

(5) 内部監査

内部牽制機能を確保するために、業務執行部門から独立した監査部を設置しております。監査部が、当社内の各部署及び子会社の内部統制監査及び業務監査を定期的実施しております。監査計画については、代表取締役承認後、経営会議へ報告を行っており、監査結果については、四半期毎に経営監視委員会へ監査結果を報告するとともに、半期毎に経営監視委員会を通じて取締役会へ報告を行っております。指摘事項については、内部統制部門、部門責任者及び子会社社長より改善状況の報告を受ける手続きを取っており、監査等委員会へ四半期毎に報告を行っております。監査等委員の職務を補助する使用人はおりませんが、監査部門が適宜実施しております。

(6) 会計監査

会計監査は太陽有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、必要とされる情報の提供を行い独立監査人としての監査を受けております。2026年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士等の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下の通りであります。

＜継続監査期間＞12年間

＜業務を執行した公認会計士等の氏名＞ 中村憲一、忠津正明

＜監査業務に係る補助者の構成＞ 公認会計士4名、その他12名

2 社外取締役に係る事項

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役関係] 会社との関係(2)「当該社外取締役を選任している理由」に記載の通りであります。

3 監査等委員会の機能強化に向けた取組状況

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [監査等委員会] に記載の通りであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2021年6月25日開催の第68回定時株主総会での決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、経営の監督と業務執行をより明確に分離し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を保有することで、監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図れるものと考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進や株主の便宜に資するよう、インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものを含む)を実施しております。(株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が管理運用する議決権行使サイトを利用しています。)
その他	株主総会招集ご通知を、当社Webサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトにおいて、IRポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的 to開催しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示の一環として、決算情報や中期経営計画等を分かりやすくご理解いただけるよう代表取締役による決算説明動画を当社Webサイトにおいて公開しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けの定期的な説明会は開催しておりませんが、株主・投資家の皆様への情報開示の一環として、決算情報や中期経営計画等を分かりやすくご理解いただけるよう代表取締役による決算説明動画を当社Webサイトにおいて公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトにおいて、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書・半期報告書、決算説明資料、決算補足説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部門を中心としたコーポレート本部の関連部署合同チームにて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループ共通理念として、「ミッション・ビジョン・バリュー」を制定し、「未来に問いかけ、価値あるしくみで応える」というGroup Missionのもと、お客さまをはじめ、従業員、お取引先、地域社会、株主などのステークホルダー(五方)の思いを理解し、誠実な対応と高い品質で、ステークホルダーから信頼されることが最も重要であると認識し、ステークホルダーとの協働に努めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、グループ共通理念として、「ミッション・ビジョン・バリュー」を制定し、「未来に問いかけ、価値あるしくみで応える」というGroup Missionのもと、「五方良し」の経営に立脚し、お客さま、従業員、お取引先、地域社会、株主などすべてのステークホルダーの皆様に、経営計画の進捗と合わせ広く社会へIRするとともに、当社をご理解のうえ、より適正な評価をいただくために、当社の重要な情報を公正かつ適時に開示することを基本方針とし、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に沿って情報開示を行います。また、有価証券上場規程に該当しない情報につきましても、有効と判断される情報は、有価証券上場規程の主旨を踏まえ適切な方法により積極的に開示を行い、コーポレートガバナンス・コードの趣旨、意義を尊重のうえ、ステークホルダーの皆様との建設的対話を促進し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するIR活動に努めます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

〔内部統制システムに関する基本的な考え方〕

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：当社グループは、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の整備、充実に取組みます。

・取締役会規程等、各会議体に関する規程に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保します。

・当社は当社グループの企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する経営監視委員会を設置し、コンプライアンス責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサー（Chief Compliance Officer (CCO)）の役割を包含するコーポレート本部長を選任するとともに、事業に関わる法令やリーガルリスクを特定しコンプライアンス体制を計画的かつ網羅的に整備します。

・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。

・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全従業員に適用される行動指針の策定及び透明性のある内部通報制度（DAIKO ホットライン）を設置し運用します。

・反社会的勢力や団体とは関わりを持たず、不当な要求を受けた場合毅然とした対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に記録し、これを保存及び管理します。また、すべての取締役は常時これらの情報を閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制：当社グループは、リスク管理規程に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社グループを取り巻くリスクを特定したうえで計画的かつ網羅的にリスク対応を図ります。また、経営監視委員会へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備します。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、業務執行機能強化のため執行役員制度を採用し経営の効率化を図り、経営会議を原則月1回開催し、戦略計画の立案、経営・業務執行についての重要案件を十分に審議します。

(5) 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程に従い、子会社の職務執行の状況について子会社を管理する部門への報告を義務付けております。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社を管理する部門が子会社を定期的に指導、管理を行うことで、子会社の業務執行機能の強化と効率化を図っております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項：当社は、現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置することとし、当該使用人への指揮命令は監査等委員会に属するものといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制：当社グループは、監査等委員会が定期的に取り締めまたは使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、DAIKOホットライン規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがない体制を整備しております。さらに、監査が実効的に行われることを確保するため監査、法務、経理、総務等の関連部門が監査等委員の業務を補助するとともに、監査等委員が職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担いたします。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制：当社は、金融商品取引法に規定する財務報告の信頼性を確保するために以下の体制を整備、運用し、企業価値の向上を図ります。

・内部統制規程、他関係諸規程、関連文書を整備することで適切な統制環境を構築し、併せて業務の有効性及び効率性を高めます。

・内部統制の整備・運用状況を評価する日常的モニタリング、並びに独立評価の仕組みを構築し、実施します。

・モニタリング結果は、経営監視委員会にて、集約、分析し、内部統制が有効に機能するよう継続的に改善を図り、代表取締役及び取締役会がその有効性を評価し外部に向けて報告します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〔反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〕

当社グループは、「行動指針」において反社会的勢力との関係遮断を掲げ、暴力団や総会屋などの反社会的勢力や団体に関わらないよう、倫理感と正義感をもち、常に良識ある行動に努め、反社会的勢力と見なされる取引先とはいかなる取引も行いません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合毅然とした対応を行います。

〔反社会的勢力排除に向けた整備状況〕

対応統括部署（コーポレート本部）及び不当要求防止責任者を設置し、外部専門機関との連携については、特防連及び特防協へ加盟し

所轄警察署との連携を図っております。また、特防連のパンフレットを活用し役職員の啓蒙を図るとともに、不当要求防止責任者が外部研修へ参加するなど組織として対応が行えるよう体制整備を進めております。
なお、取引先との契約には暴排条項を設け、反社会的勢力との関わりがないことを相互に保証し、本条項に抵触した場合には即時に契約を解除できるように定めております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を以下のとおり決定しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主をはじめとした当社のステークホルダーとの信頼関係を最優先に考え、当社の企業価値を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えております。当社はこの方針の下、次の取組みを行っていきます。

- (1) 業績の向上を図り、安定した収益基盤を確立すること
- (2) 大株主である企業との取引関係をより密にし、継続的な信頼関係を構築すること
- (3) 業績を反映した適正な株価形成と、円滑な株式流通を確保するため、IR活動を強化すること
- (4) 株主優遇策すなわち、株価、配当を財務戦略の重要課題として位置づけるとともに、財務面の健全性向上・維持に取り組むこと
- (5) 不本意な買収に対抗できる企業価値向上のため、経営計画を策定・推進し成長基盤を確立すること
- (6) 良好な労使関係を確立し、持株会の充実を図り従業員の支持を得ること

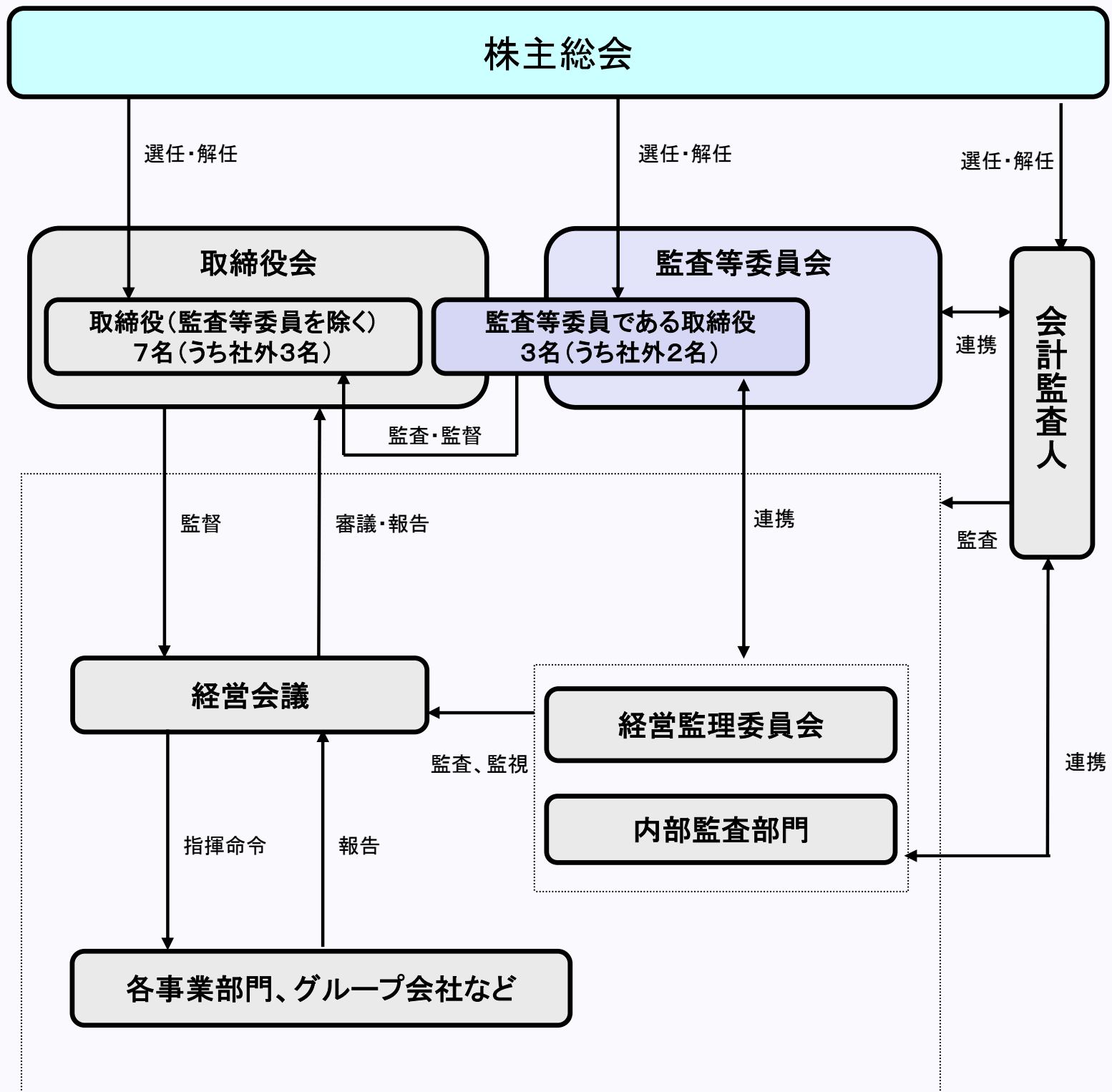
さらに、当社は株主異動状況の定期的な調査、買収提案があった場合の対応手順の作成等、当社株式の大量取得を行う者が出現した場合に適切な対応を講ずることができるよう努めてまいります。

なお、取締役会としては、上記取組みの具体的な内容からして、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

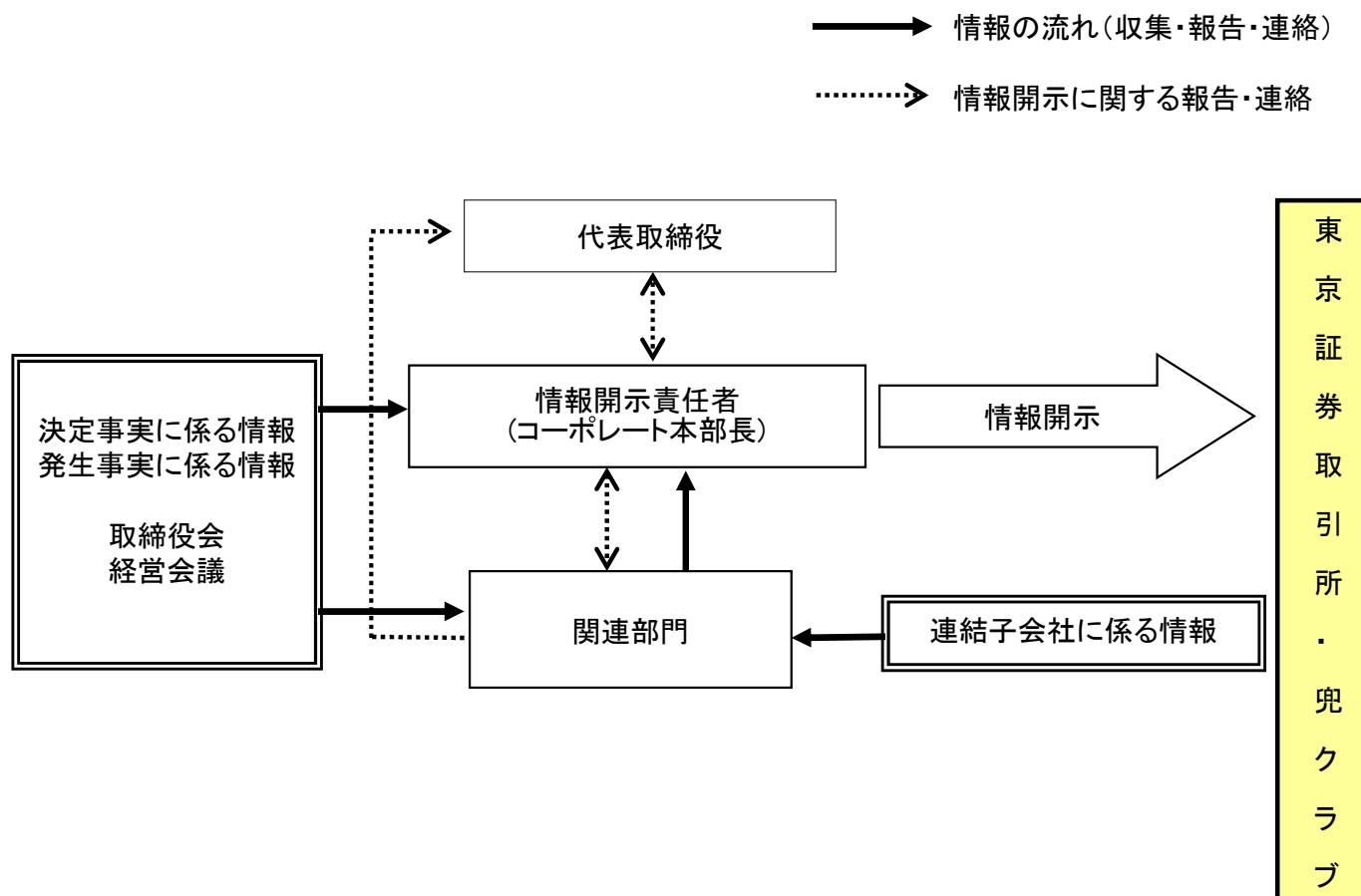
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時開示に係り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるように別紙記載の社内体制を整備し、充実を図るよう努め、コーポレート本部長を「情報開示責任者」として、「取締役会規程」「ディスクロージャー規程」などの規程類を整備し適切に運用実施するとともに、関連部門(長)による情報の収集・報告・開示の体制を整備しております。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制の模式図



I. 情報収集の主要会議体

取締役会：原則、月1回開催され会社法等で定められた事項及び経営に関する重要事項について審議、議決。

経営会議：原則、月1回開催され、常勤取締役とCEOの指名する執行役員、常勤監査等委員で構成され、経営の重要事項及び経営の全般的方針等取締役会への付議提案すべき事項他、経営・業務執行の意思決定を行う会議。

II. 情報開示のための情報の流れ

適時開示に係る情報はディスクロージャー規程により定められた報告ルートにより情報開示責任者であるコーポレート本部長に集中され代表取締役への報告後、情報開示されることとなります。